

障発0325第13号
平成31年3月25日

都道府県知事
指定都市市長
各 児童相談所設置市市長
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正が平成31年4月1日より施行されること等に伴い、障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(平成24年3月30日障発第0330第32号)を別添新旧対照表のとおり改正の上、平成31年4月1日から適用する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別添)

新 旧 対 照 表

障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発第0330第32号）

(傍線(細線)部分は改正部分)

新	旧
<p>障発0330第32号 平成24年3月30日 障発0329第13号 平成25年3月29日 障発1226第4号 平成26年12月26日 障発0313第1号 平成27年3月13日 <u>最終改正 障発0325第13号</u> <u>平成31年3月25日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長 <u>中核市市長</u></p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について</p> <p>(別添)</p> <p>障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針</p> <p>(略)</p> <p>記</p>	<p>障発0330第32号 平成24年3月30日 障発0329第13号 平成25年3月29日 障発1226第4号 平成26年12月26日 障発0313第1号 平成27年3月13日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について</p> <p>(別添)</p> <p>障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針</p> <p>(略)</p> <p>記</p>

第1 目的

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 (略)

第3 検査実施機関

- 1 都道府県 2から5までに掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者
- 2 指定都市（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については児童相談所設置市を含む。以下同じ。）
当該指定に係る事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）
が一の指定都市の区域に所在するもの
- 3 中核市 指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）
が一の中核市の区域に所在するもの
- 4 市町村 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの
指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの
- 5 国 当該指定事業所等が、二以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定発達支援医療機関の設置者
なお、上記の区分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用するものとする。

第4～第7 (略)

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

番 号

第1 目的

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 (略)

第3 検査実施機関

- 1 都道府県 2、3及び4に掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者
- 2 指定都市（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については児童相談所設置市を含む。以下同じ。）
当該指定に係る事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）
が一の指定都市の区域に所在するもの
(新設)
- 3 市町村 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの
指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの
- 4 国 当該指定事業所等が、二以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定発達支援医療機関の設置者
なお、上記の区分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用するものとする。

第4～第7 (略)

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

番 号

日 付

会社（法人）名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

記

1 報告等の根拠規定

【※】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

2 報告等の日時及び場所

日時 ○○○○

場所 ○○会社（法人）本社（部）内

3 検査担当者

○○○○

○○○○ ○○ ○○

○○○○ ○○ ○○

4 提出書類

届出事項の内容について確認ができる書類

- ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容※
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※
（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第1項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27第1項

日 付

会社（法人）名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

記

1 報告等の根拠規定

【※】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項

2 報告等の日時及び場所

平成○○年○月○○日（○）

○○会社（法人）本社（部）内

3 検査担当者

○○○○

○○○○ ○○ ○○

○○○○ ○○ ○○

4 提出書類

届出事項の内容について確認ができる書類

- ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※
（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

【※】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第1項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26第1項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

【別紙様式2】(特別検査実施通知)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について(通知)

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

- 立入検査の根拠規定
【※】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項
- 立入検査の日時及び場所
日時 ○○○○
場所 ○○会社(法人)本社(部)内
- 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○
- 立入検査の内容
 - 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
 - 指定事業所の不正事案に関すること
- 準備する資料
 - 届出事項の内容について確認ができる書類
 - 業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の26第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

【別紙様式2】(特別検査実施通知)

番 号
日 付

会社(法人)名
代 表 者 名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について(通知)

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

- 立入検査の根拠規定
【※】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項
- 立入検査の日時及び場所
平成○○年○月○日(○)
○○会社(法人)本社(部)内
- 検査担当者
○○○○
○○○○ ○○ ○○
○○○○ ○○ ○○
- 立入検査の内容
 - 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
 - 指定事業所の不正事案に関すること
- 準備する資料
 - 届出事項の内容について確認ができる書類
 - 業務管理体制の全体像
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※
（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

② 不正事案発生指定事業者に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。
また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の3第1項
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の32第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

【別紙様式3】(改善指導通知)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備にかかる検査結果について(通知)

今般、貴社(法人)に係る業務管理体制の整備について、○ ○ ○ ○(日付)検査を実施したところですが、下記の事項について、改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、○ ○ ○ ○(日付)まで、文書で当職までご回答ください。

記

改善を要する事項

- 1
- 2

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※
（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

② 不正事案発生指定事業者に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。
また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の3第1項
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の32第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の26第1項
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項

【別紙様式3】(改善指導通知)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備にかかる検査結果について(通知)

今般、貴社(法人)に係る業務管理体制の整備について、平成○ ○ 年○ 月○ 日検査を実施したところですが、下記の事項について、改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、平成○ ○ 年○ 月○ 日まで、文書で当職までご回答ください。

記

改善を要する事項

- 1
- 2

【別紙様式4】(改善勧告)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(勧告)

【※1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の3第1項の規定に基づき、○○○○(日付)に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、【※2】法第51条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 ○○○○(日付)

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 ○○○○(日付)

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

【別紙様式4】(改善勧告)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(勧告)

【※1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の3第1項の規定に基づき、平成○○年○月○日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、【※2】法第51条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 平成○○年○○月○○日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 平成○○年○○月○○日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問すること等があります。

問い合わせ先
○○○○○ ○○
電話：○○○○○

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]	[※2]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の3第1項	法第51条の4第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の32第1項	法第51条の33第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項	法第21条の5の28第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において 準用する法第21条の5の27第1項	法第24条の19の2において 準用する法第21条の5の28第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項	法第24条の40第1項

(別添)

勧告事項改善報告書

日付

○○○○ 殿

法人名
住所
代表者名
印
(法人代表者印)

○○○○(日付・番号)により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果(具体的に記入)	備考

問い合わせ先
○○○○○ ○○
電話：○○○○○

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]	[※2]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の3第1項	法第51条の4第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の32第1項	法第51条の33第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26第1項	法第21条の5の27第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において 準用する法第21条の5の26第1項	法第24条の19の2において 準用する法第21条の5の27第1項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の39第1項	法第24条の40第1項

(別添)

勧告事項改善報告書

平成 年 月 日

○○○○ 殿

法人名
住所
代表者名
印
(法人代表者印)

平成○○年○○月○○日付け第○○○○号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果(具体的に記入)	備考

--	--	--

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式 5】(改善命令)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(命令)

【※1】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の4第1項の規定に基づき、○○○○(日付・番号)で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、【※2】 同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、【※3】 同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

--	--	--

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式 5】(改善命令)

番 号
日 付

会社(法人)名
代表者名 殿

○ ○ ○ ○

業務管理体制の整備について(命令)

【※1】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の4第1項の規定に基づき、平成○○年○月○日付け第○○○○○号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、【※2】 同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、【※3】 同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 〇〇〇〇 (日付)

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 〇〇〇〇 (日付)

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に〇〇〇〇に対し異議申立をすることができます。

問い合わせ先
〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]	[※2]	[※3]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の4第1項	同条第3項	同条第4項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の33第1項	同条第3項	同条第4項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28第1項	同条第3項	同条第4項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第1項		
	[※2] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第3項	
	[※3] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第4項	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の40第1項	同条第3項	同条第4項

(別添)

命令事項改善報告書

日付

〇〇〇〇 殿

2 命令事項

3 改善期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に〇〇〇〇に対し異議申立をすることができます。

問い合わせ先
〇〇〇〇 〇〇
電話：〇〇〇〇

※ 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]	[※2]	[※3]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の4第1項	同条第3項	同条第4項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第51条の33第1項	同条第3項	同条第4項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27第1項	同条第3項	同条第4項
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第1項		
	[※2] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第3項	
	[※3] 法第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第4項	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の40第1項	同条第3項	同条第4項

(別添)

命令事項改善報告書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

法人名
住所
代表者名

印
(法人代表者印)

法人名
住所
代表者名

印
(法人代表者印)

〇〇〇〇(日付・番号)により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告
します。

命 令 事 項	改善結果(具体的に記入)	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

【別紙様式6】(命令違反の通知)

番 号
日 付

関係都道府県知事又は

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇発第〇〇〇〇号により命令のあった事項について、次
のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果(具体的に記入)	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

【別紙様式6】(命令違反の通知)

番 号
日 付

関係都道府県知事又は

関係市町村長

殿

〇〇〇〇

命令違反の通知

標記について、〔※1〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法という。」）第51条の4第5項の規定に基づき通知する。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 違反の内容
〇〇〇〇（日付・番号）による命令の違反
- 3 その他
本件は、〔※2〕 法第42条第3項の規定する義務に違反したものと認める。
よって、〔※2〕 法第50条第1項第2号に該当する。

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※1〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の4第5項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の33第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の28第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の28第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の40第5項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

【別紙様式7】（権限行使の通知）

番 号
日 付

関係市町村長

殿

〇〇〇〇

命令違反の通知

標記について、〔※1〕 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法という。」）第51条の33第5項の規定に基づき通知する。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 違反の内容
平成〇〇年〇月〇日付け〇〇発第〇〇〇〇号による命令の違反
- 3 その他
本件は、〔※2〕 法第42条第3項の規定する義務に違反したものと認める。
よって、〔※2〕 法第50条第1項第2号に該当する。

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

〔※1〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の4第5項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の33第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第5項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の40第5項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

【別紙様式7】（権限行使の通知）

番 号
日 付

権限行使を求めた
都道府県知事又は市町村長 殿

〇〇〇〇

権限行使の結果（通知）

標記について、[※1] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法という。」）第51条の3第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要等
〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・。

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）
[※2] 法第36条第3項及び [※2] 法第41条第4項に該当

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第4項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の27第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の39第4項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。

〇〇〇〇

権限行使の結果（通知）

標記について、[※1] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法という。」）第51条の3第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要等
〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・。

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）
[※2] 法第36条第3項及び [※2] 法第41条第4項に該当

※1 通知の例であり、事業者の区分に応じて下記の法律の条項を適用すること。

[※1]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3第4項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の32第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19の2において準用する法第21条の5の26第4項
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の39第4項

※2 適用条項は指定障害福祉サービスの例であり、事業者の区分に応じて修正すること。